



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第414号 令和4年1月18日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
23	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
24	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
25	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
26	都市計画事業を認可した件	都市計画課
27	同	同
28	同	同
29	都市計画事業の変更を認可した件	同
30	同	同

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	有限会社大黒屋
	所 在 地	鳴門市里浦町里浦字花面二 一五番地七
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	夢心
	所 在 地	徳島市川内町北原一六七番地 一 ユーハイツ一〇一号室
サービスの種類	種 類	訪問介護
指定年月日	日	令和四年一月一

徳島県告示第二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	社会福祉法人健祥会
	所 在 地	徳島市国府町東高輪字天満三五六番地一
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	吉野川リハビリセン ター
	所 在 地	吉野川市川島町川島一〇六番地二
サービスの種類	種 類	通所リハビリテーション
廃止の届出	の 受 理 日	令和三年十月六日
廃 止	年 月 日	令和三年十一月三十日

徳島県告示第二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	社 会 福 祉 法 人 健 祥 会
	所 在 地	徳島市国府町東高輪字天満 三五六番地一
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	吉野川リハビリセン ター
	所 在 地	吉野川市川島町川島一〇六 番地二
サービスの 種 類	介護予防通所 リハビリテー ション	
廃止の届出 の受理日	令和三年十月 六日	
廃 止	年月日	令和三年十一 月三十日

徳島県告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 津田北部都市下水道

三 事業施行期間

令和四年一月十八日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市津田町一丁目の地内

2 使用の部分

なし

徳島県告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 矢三東都市下水道

三 事業施行期間

令和四年一月十八日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市南矢三町一丁目の地内

2 使用の部分

なし

徳島県告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 名東西都市下水道

三 事業施行期間

令和四年一月十八日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市名東町一丁目から三丁目までの各地内

2 使用の部分

なし

徳島県告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 津田中央都市下水道

三 事業施行期間

令和元年十一月二十日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 八万南都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年一月二十日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県選挙管理委員会告示第一号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年十月十九日から適用する。

令和四年一月十八日

徳島県選挙管理委員会 中 田 丑 五 郎

一の表42の項中「徳島市蔵本町1丁目5番地」を「徳島市蔵本町1丁目5番地1」と改め、同表76の項中「勝浦郡勝浦町棚野字竹国13-2」を「勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地2」と改め、同表77の項中「名西郡石井町石井字石井434」を「名西郡石井町石井字石井434番地1」と改め、同表101の項中「徳島市南庄町4丁目60」を「徳島市南庄町4丁目60-2」と改め、同表117の項中「阿南市桑野町岡元1-1」を「阿南市桑野町岡元5-1」と改め、

二の表53の項中「阿波市吉野町柿原字二条146番地」を「阿波市吉野町柿原字二条146番地1」と改め、